

## 第 5 8 3 回

### 東京都青少年健全育成審議会

発言者の氏名（都職員及び関係行政機関職員を除く）  
及び個人情報、一部企業名など、議事録の一部を伏せて  
掲載しています。

平成 2 0 年 1 2 月 8 日（月曜日）

午後3時30分開会

藤井参事 皆さんこんにちは。お待たせいたしました。定刻になりましたので、まだお見えになっていない委員の方がいらっしゃいますけれども、審議会を始めさせていただきたいと思います。

さて、最近の法改正等の状況でございますが、この審議会に関係するものとして、銃刀法の改正がございました。都では、9月の当青少年健全育成審議会におきまして、東京都青少年健全育成条例施行規則の改正を受けまして、ダガーナイフ等を不健全刃物に指定したところでございますが、今回の法律の改正は、刃物の所持を禁止し、銃器を所持できない人の範囲を拡大する内容となっております。

ナイフ規制につきましては、秋葉原の無差別殺傷事件を踏まえ、殺傷力の高い刃渡り5.5センチ以上の両刃の刃物の所持を禁止するものでございます。この改正銃刀法は、先週5日に公布されまして、刃物関係の施行は1ヵ月後となっております。また、ダガーナイフ等の所持者には、施行から6ヵ月以内に警察などへ廃棄を依頼するなどの措置が義務づけられております。

また、このほか本年5月に改正しました、いわゆる「出会い系サイト規制法」でございますが、これも今月1日に施行となったところでございます。この改正で事業者の届出義務が規定されまして、無届けでの営業等には、6ヵ月以下の懲役か100万円以下の罰金が科せられることになりました。

一方、東京都の関係でございますが、先月11月21日に、第27期の青少年問題協議会から、「若者を社会性をもった大人に育てるための方策について」具申がございました。

心身の成熟ギャップから成人になっても社会にうまく適応できなかつたり、コミュニケーション能力の不足などが大きな問題となっているところでございます。秋葉原の事件も、このような「非社会性」の問題が背景にあるという指摘がこの意見具申の中でもなされまして、今後広がり食い止めるための方策などにつきまして、知事に意見具申されたものでございます。

新聞報道でもご覧になった方もいらっしゃるかと思いますが、当面取り組むべき対策の一つとしまして、18歳未満や未成年を対象としていた従来の青少年行政の枠を超えまして、20歳以上の若年者に対して個別に向き合う相談・支援の窓口の構築ですとか、子どもに集団生活や屋外活動などを通じて心身を鍛練する機会の付与などが意見具申の

中で挙げられてございます。

また、中・長期的課題の解決の方向性といたしまして、社会が人々を阻害しない状態、これを社会的包摂性というふうに呼んでおりますが、その回復ですとか、家庭・学校・地域など各空間で一旦は失われた人々の相互扶助を再構築、家族、親子、夫婦の在り方などについての多角的な視点の提示などが盛り込まれているところでございます。

また最近、大学生ですとか、高校生など若い人々が大麻取締法違反容疑で逮捕される事件が続けて起きております。インターネットの情報により種子などを入手しやすくなっている状況にあるほか、本日の諮問図書の中にもございますが、種子の栽培の方法などを紹介した本なども出回っているようでございます。この図書につきましては、後ほどご審議いただきたいと思いますと考えております。

それでは、会長、議事のほうをよろしくお願いいたします。

会長 では、ただいまから第583回健全育成審議会を開催いたします。初めに、本日の諮問事項につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

青少年課長 本日の諮問事項につきましてご説明いたします。

本日は、「マンサンコミックス とらぶるえっち」ほか合計3誌の不健全図書類の指定をお願いいたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

会長 それでは、議事の(1)の「不健全図書類の指定」について、事務局からご説明をお願いいたします。

青少年課長 議事内容(1)の「不健全図書類の指定」についてご説明申し上げます。次第の1ページをお開きください。諮問第942号です。

続きまして、2ページの「諮問図書一覧表」をご覧ください。こちらに記載されました図書は、平成20年11月4日から11月28日までの間に、都内コンビニ・書店等から購入した124誌のうちから、7ページございますが、条例施行規則第15条の規定による基準に基づきまして、指定図書類の候補として選定したものでございます。

なお、この図書類の過去1年間の不健全図書類の指定実績はございません。また、今回の購入場所は、いずれも書店でございます。

それでは、3ページをご説明いたします。1冊目ですが、「マンサンコミックス とらぶるえっち」、平成20年11月12日発行、発行所は、株式会社実業之日本社でございます。

2冊目は、「NEOコミックス BELIEVE LOVE」、平成20年12月25日発行、

発行所は、辰巳出版株式会社でございます。

3冊目は、「HIGH・CULTURE・MAGAZINE HIGH g BURST[ハイ・グラム・バースト]」、平成20年12月15日発行、発行所は、株式会社コアマガジンでございます。この本につきましては、DVDの内容も該当いたしますので、本をご審査いただきました後に、7分ほどでございますが、DVDの該当箇所全体をご覧いただきたいと思っております。

指定基準に基づく該当箇所は1冊目及び2冊目につきましては全編大部分で、該当指定基準は、一号イ・ロでございます。

それから、3冊目につきましては、指定基準に基づく該当箇所は、本誌のほうは全編大部分でございます。こちらは三号のロという項でございます。『自殺又は刑罰法規に触れる行為の手段を、模倣できるように詳細に、又は具体的に描写し、又表現したものであること。』ということで、注書きを付けてございますけれども、大麻の育て方等につきまして、写真や絵図を交えて詳細に記述した内容となっております。また、付属のDVDのほうの指定基準に基づく該当箇所は、「CONTENTS 05 読者投稿『グロウ・ルーム』』という箇所でございます。読者から投稿された映像に基づきまして、実際に屋内で栽培している状況を紹介しているものでございます。

なお、同じ会社から出版されました大麻を扱った雑誌、『バースト・ハイ』の第18号というものが、今年の3月10日開催の健全育成審議会と同じく不健全図書に指定となっておりますので、参考までに申し上げます。

諮問図書類は以上でございます。

これらにつきましては、条例第18条の2第2項の規定に基づき、本審議会への諮問に先立ち、図書類出版業界、取次業界及び販売業界等との会議を今月3日に実施いたしまして、その折の意見聴取の結果につきましては4ページから6ページにとりまとめてございます。

今回の業界等による意見聴取では、1冊目の「マンサンコミックス とらぶるえっち」は指定非該当の意見が多かったのですが、再度事務局において慎重に検討した結果、青少年の性的感情を著しく刺激する内容であり、青少年が容易に閲覧し、入手できる販売状況にあることから、条例及び規則に規定する指定対象に該当するとの結論に達したものでございます。2冊目と3冊目につきましては、指定やむなしという意見のほうが多くございました。

以上でございます。

会長 ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご質問等がございましたらどうぞ、お受けいたします。

(「なし」の声あり)

会長 それでは、図書の審査に入りますのでお配りしていただけますか。

(図書審査)

会長 では、図書はご覧いただけたようですので、DVDでございますけれども、先ほどご説明がございましたように、今回は読者投稿の『グロウ・ルーム』という箇所を7分ほどということでございますので、これは最初から最後までご覧いただいた上でご審議いただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

(DVD審査)

会長 ありがとうございます。それでは、委員の皆様方から順次ご意見をいただきたいと思います。

委員、お願いします。

委員 3誌とも指定でお願いします。

委員 3誌と、それから今のDVDですね、併せて指定でお願いします。

委員 私も同じです。こういう意味で選ばれた本だから仕方ないのかもしれませんが、もっとまじめにきちんと働いて生活している人をフィーチャーするものってないんじゃないでしょうか。残念です。

委員 3誌とも指定でお願いします。

委員 3誌とも指定でお願いします。

豊岡委員 3誌指定でお願いします。

小濱委員 3誌指定でお願いします。

委員 すべて指定でお願いします。

委員 3誌指定でいいと思います。

委員 同じく3誌指定でお願いいたします。

委員 3誌指定で結構です。

委員 3誌指定でお願いします。

大河原委員 3誌とも指定でお願いいたします。特に「ハイ・グラム・バースト」というのは、大麻を大衆化し、一般化しようとしている思想が見えていますので、これはま

さに犯罪を誘発するということで許されないのだろうと思っております。

石毛委員 3誌指定をお願いします。

五十嵐委員 3誌指定に賛成いたします。

会長代理 全誌指定でいいと思います。

会長 それでは、委員の皆様が全誌指定のご意見でございますが、そのように答申してよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 それでは、全誌指定ということで答申をいたします。

では、議事を(2)に移らせていただきます。事務局からのご説明をお願いいたします。

青少年課長 議事内容(2)条例に基づく事務の施行経過についてご説明申し上げます。

お手元の次第の8ページをお開きください。こちらは、前回の健全育成審議会以降の11月10日から12月7日の間に実施いたしました本審議会事務局の動きについて簡単にまとめたものでございます。11月21日には、警視庁と合同で興行場等夜間立入調査を行っております。

9ページから12ページには、平成20年度における条例の適用状況について記載してございます。内容は、4月以降の優良映画の推奨、不健全指定図書類及び不健全指定刃物の実績でございます。

次に13ページをご覧ください。都が委嘱しております東京都青少年健全育成協力員の環境浄化活動についてとりまとめたものでございます。

平成20年度の実績ですが、11月末現在、協力員として委嘱している方は800人、今回、調査活動された方は139人で、調査を行った店舗の数は842店でございます。

この表は、各店舗において、指定図書類、表示図書類、シールどめ雑誌をはじめとした、大人向けと思われる図書類について、包装、区分陳列状況について調査していただいた結果をまとめたものです。

その中で、不健全指定図書が他の図書と区分して陳列されていない旨の通報が1件ございました。直ちに該店舗に対し、職員が立入調査を実施しました結果、通報どおりの状況でしたので、条例の趣旨に即して改善を行うよう要請したところ、その場で是正されました。また、一部の店舗におきましては、区分陳列等が徹底していないところが

ありますので、今後も職員により立入調査を行い、指導してまいりたいと考えております。

続きまして、14ページをご覧ください。都の職員による書店等の立入調査及びカラオケボックス等への実態調査の状況でございます。

1番目の表、書店等立入調査におきましては、新刊書店及び古書店等において、不健全指定図書の扱いが不適切である店舗が5店舗ございました。また、表示図書についても、新刊書店での取り扱いが不適切な店舗が8店舗ありましたので、その場での是正措置も含め、条例を遵守するよう指導いたしました。

2番目の表、映像ソフト・ゲームソフト専門店等への立入調査におきましては、表示ソフトの不適切な取り扱いをしている店舗が7店舗見受けられましたので、こちらもその場での是正措置も含め条例を遵守するよう指導いたしました。

3番目の表、カラオケボックス、まんが喫茶等への実態調査ですけれども、今回調査した10店舗につきましては、青少年の制限掲示がなかったところが2店舗あったほかは、概ね条例遵守が図られておりました。

また、インターネットカフェにおけるフィルタリングの導入は、4店舗中、1店舗で図られておりました。

4番目の表、古物商の立入調査におきましては、調査した11店舗については、すべて条例遵守が図られておりました。

5番目の表ですが、こちらは先ほど申し上げました、11月21日に行いましたカラオケボックス、まんが喫茶等への立入調査の結果でございます。新宿区内ほか3地域で合計38店舗に立ち入りました。カラオケボックス及びまんが喫茶等35店舗中、青少年制限掲示がなかったところが5店舗あったほかは、概ね条例遵守が図られておりました。

次に15ページをご覧ください。雑誌・ビデオ類等自動販売機に義務づけられております届出等の施行状況でございます。

は、11月末現在の区市町村別届出台数の一覧でございます。

は、11月中における自動販売機等の届出の内訳でございます。今回は、設置又は廃止のいずれの届出もございませんでした。

は、11月中に実施しました自動販売機等への立入調査の結果でございます。

今回の調査台数は23台でございます。このうちの16台は、深夜の立入調査に先

駆けた時間帯に調査したものでございます。調査台数23台のうち、既に5台については撤去されておりましたので、廃止届を提出するよう指導いたしました。また、残りの18台のうち、1台は無届のものでございましたので、業者に対し、直ちに届出を提出するよう指導いたしました。

また、条例第13条の5で義務化されている買えない措置、見えない措置の状況につきましては、買えない措置、見えない措置とも6台で実施されておりました。

これらにつきましては、引き続き業者に対する指導を徹底してまいります。また、18禁表示、設置方法の工夫といった自主規制は18台に実施されておりました。今後も引き続き、立入調査を積極的に実施していきたいと考えております。

条例に基づく事務の施行については以上でございます。

会長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、ご質問等ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

会長 ご質問がございませんので、議事の(3)に移らせていただきます。事務局からのご報告をお願いいたします。

青少年課長 次第の議事内容(3)その他について事務局からご報告をさせていただきます。

都民からの申し出の受付状況をご報告いたします。次第の16ページをご覧くださいと思います。

申出処理期間は、11月1日から11月30日までに受理したものでございます。申出件数は、電話によるものが1件、Eメールによるものが5件で、計6件でございました。

内容は、「タバコの年齢識別装置について」ほか、一覧に記載のとおり、各1件ずつでございました。

次に議事録についてでございますが、前回の第582回議事録につきましては、11月下旬に委員の皆様へ郵送させていただき、内容確認をお願いいたしましたが、その確定したものを本日配付してございます。

なお、審議会議事録につきましては、行政機関の委員の方を除いて、名前などの伏字を行った議事録を配付させていただいております。

次に、試写会についてでございますが、次回1月の審議会に諮問予定の映画はござい

ません。

なお、次回の審議会の日程ですが、第2月曜日が祝日に当たりますため、翌日火曜日の1月13日に開催の予定でございます。ご出欠のお返事につきましては、大変恐縮ではございますが、12月19日(金曜日)までによりしくお願いいたします。年末を控え、何かとお忙しい時期とは存じますが、よろしくお願い申し上げます。

また、お手元の資料うち、一番下に平成21年中の審議会の日程表をお配りしておりますので、ご参考にさせていただければと思います。「(案)」となっておりますが、特に問題がなければ、この日程でお願いいたしたいと考えております。

事務局からは以上でございます。

会長 ありがとうございます。ただいまの報告につきまして、ご質問等がございましたらどうぞ。

(「なし」の声あり)

会長 ご質問ございませんので、本日の議事はすべて終了いたしましたけれども、ほかに委員の皆様方からございましたらどうぞ。

委員 「コドモのコドモ」という映画が都内でも上映されたそうですけど、それについて、事務局で何か意見が出なかったんでしょうか。

というのは、今、月10日新潟へ行っているんですが、そこに新潟日報という新聞がありまして、そのコラムで「コドモのコドモ」、つまり小学校5年生の女の子が妊娠・出産するという話の映画。ここにも新聞社の偉い人がいますけれども、たいがい一面の下のコラムというのは、かなり大人で、したたかな人が書くわけですけれども、小学生の妊娠・出産を扱うというので非常に気が重くなって、「またか」という感じで、しかし見たというんですね。

その見た結果、百聞は一見にしかずで、見た後、胸のモヤモヤが吹き飛んでいた。小学生の出産に条件反射する大人の常識こそ、この映画が問いたかったのだろうというんですが、何と甘い新聞記者とも思うのだけれども、ただ、この映画のロケをやったのが秋田県の能代市の廃校になった教室なのだそうで、やっぱり市民の間から、こういうテーマの映画のロケ地として、廃校とはいえ、貸すのは問題だというのがあったんだそうですが、市の職員と市議員が説得に回って実現したというんですよ。

これは話題になった「三丁目の夕日」と同じで、コミックからの実写の映画化らしいんですけども、一体どういう理屈で大人が見てみて清々しくなるのか。

東京都推薦にする必要はないのだけれども、いわゆる性の低年齢化ではありませんけどね、現実にこの審議会も追いついていないところがあるので、こういう映画というのは都の推薦にはならないだろうけれども、見たほうがいいんじゃないかという気がして、ご参考までに新聞記事は置いていきますけど、そういう話は出ましたかという。青少年課長 「コドモのコドモ」に関しましては、新聞報道で秋田で排斥運動があるとか、あと都民からの申出でも、大体お母さん層というか、お父さん層というか、そういうような世代の方からけしからんというようなことで、都のほうで要は興行させないようにしたらどうだというようなご意見をいただいたりしていたところでございます。

私どもとしましては、とりあえず、映画は見たかったのですが、タイミング的にうまく見ることができなかつたのですけれども、原作につきましては、私どものほうでも見させていただきまして、ちょっと映画を見ていないので何とも言いようがないのですけれども、ある程度描き方としては、絵柄はファンタジックでもあり、いわゆる子どもの妊娠をおもしろおかしく扱ったようなものではないなという判断は原作についてはいたしました。

優良映画にするかどうかというのは、これは前にも何回かご議論があったときにお話をさせていただいたのですけれども、こちらのほうで選んできて、これはこういう意図がある映画だから見せようというのではなくて、あくまで配給側といいますか、映画をつくった側からの申請があったものについて判断するというやり方をとらせていただいている関係上、そういった申請がなかったものですから、こちらのほうでは、そういう手続きにまず乗せなかつたといいますか、乗る余地がなかつたというところでございます。

委員 周りにいる方のどなたもご覧になっていないんですか。

青少年課長 見られなかつたんですね。

委員 という気がしました。監督をやっているのが、NHKの「中学生日記」のシナリオを書いている人なんだそうだから、多分、撮る前から秋田の市役所も納得したのか、何か理屈があるのだろうけど、どういう理屈で話を展開したんだろうなと思って、こういう機会でもないと、なかなかこういう映画は見られないから機会をつくっていただければよかったと、多分もう終わっているでしょうけれども。僕の感想だけです。

会長 ありがとうございます。何かほかにご意見ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

会長 それでは、本日の審議会をこれで終了させていただきます。

次回は1月13日ですので、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

午後4時10分閉会